



T A A F N E W S

社団法人 東京都建築士事務所協会

〒160-0023 新宿区西新宿3-6-4東照ビル TEL 03-5339-8288 FAX 03-3345-0150
URL:<http://www.taaf.or.jp/> E-mail:jimu1@taaf.or.jp

TOKYO ASSOCIATION OF ARCHITECTURAL FIRMS 平成21年3月30日 171

平成21年度・22年度理事・監事が選任されました。

3月25日の第80回通常総会(於：新宿ワシントンホテル)において、平成21・22年度の理事ならびに監事が、次の通り選任されましたのでお知らせします。

会 長	三栖 邦博								
副会長	大内 達史	西倉 努	岡本 賢	織本 真一郎					
専務理事	今井 光								
理 事	竹松 和利	広瀬 淡	福島 賢哉	宮原 浩輔	浮貝 高敏	川島 啓道	野生司 義光		
	池田 行雄	上野 操	内海 豊	川岸 梅和	児山 靖	高橋 桂子	野呂 幸一		
	原 聡	広瀬 一郎	堀内 行夫	前田 哲治	水庭 武宣				
監 事	江幡 松雄	小泉 修							

管理建築士講習のご案内(平成21年度 6月実施分)

受講申込み関係の書類の配布(配布場所：東照ビル9階：本会事務局)

4月1日(水)～4月24日(金)ただし、土日をのぞく 午前9時30分～午後4時30分

4月24日は午後3時まで 申込書の配布部数が予定数に達した場合は、配布期間中であっても配布終了とさせていただきます。ご了承下さい。

受講申込書受付について：郵送受付のみ

4月13日(月)～4月24日(金)(当日消印有効) 申込受付は郵送のみとなります。

送り先：〒160-0023 新宿区西新宿3-6-4東照ビル(社)東京都建築士事務所協会宛

郵送は、申込書と同時に配布した指定の封筒をご使用の上、簡易書留での送付をお願いします。また必ず返信用切手(80円)を貼り、ご自分の住所氏名を明記した返信用封筒を(長3)をご用意の上、同封送付してください。 申込が定員(各850名)に達した場合期間中でも受付を終了します

講習日 6月1日(月)・6月2日(火)

受付時間：8時15分～9時15分

講習時間：9時15分～17時45分(講習時間には休憩ならびに考査時間を含みます)

会 場 東京ビッグサイト・会議棟7階・国際会議場(江東区有明3-21-1)

受講料 15,750円(テキスト代ならびに消費税込)

詳細は建築技術教育普及センターホームページ、あるいは本会ホームページをご覧ください。

建築士事務所の変更手続きについて(お願い)

昨年12月より東京都から移管され、本会5階にて建築士事務所登録等の業務を行っておりますが、法に基づく事務所登録変更手続と、本会会員としての変更手続は別々に必要となりますので、会員の皆様には、上記事務所登録の変更をされる際には、必ず本会の正会員事項変更届をご提出下さるようお願い致します。

会員法律相談のお知らせ/日 時：4月10日(金)予定 13時00分～

お申し込みは事務局までご連絡下さい。本会の顧問弁護士が相談を受けます。

第81回通常総会 5月25日(月)14:00～(予定)京王プラザホテル

お知らせ

平成21年度 日事連建築賞（東京都予選）作品募集について

募集要綱（概要）次の通り募集します。

募集対象 日本国内とします。

対象建築作品 本会会員が手がけている中小規模の建築作品で下記期間 に竣工したもの（竣工の日は検査済証の交付日とする）で竣工後の増改築等も含め法令を遵守し、構造上、防火上の安全性を備えた建築物とし次の部門毎に募集します。但し、これまでに応募した作品は対象外。応募にあたっては建築主等の了解を得たものとします。

一般建築部門 : 延面積が1,000m²を超え10,000m²以下の建築物

小規模建築部門 : 延面積が1,000m²以下の建築物、戸建住宅を含む

竣工時期 平成18年4月1日～平成20年3月31日の間

応募資格 本会会員とします。特定共同企業体（JV）の場合は、代表者が本会会員であること

応募点数 一建築士事務所につき 一般建築部門、小規模建築部門いずれか1点とします。

提出書類 ・ 建築作品応募申込書

・ 建築作品説明書（1200字以内に設計意図及び審査基準の項目について配慮した内容等を記載、配置図と1階平面図をA4サイズで添付のこと）

・ パネル一枚（A1サイズ：タテ841ミリ×横594ミリ）・ 検査済証の写し

応募締切 5月8日（金）までに本会事務局までお送り下さい。東京都予選を行い、日事連での本選に推薦する作品を決定、応募者に通知します。

詳しくは、日事連ホームページ（新着情報：3月3日）をご覧ください。

東京都建築設計サポートセンターの開設について

東京都建築士事務所協会は、建築設計サポートセンターを開設しましたので、お知らせします。

国土交通省は、本年5月27日から施行される一定の建築物の構造設計/設備設計への構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の関与の義務付け等に関して、その円滑な施行を図るために、資格者の紹介等を行う窓口の設置準備を進め、このたび47都道府県の建築士事務所協会に建築設計サポートセンターを開設することとしたものです。業務内容は、次の通りです。

業務内容

構造設計一級建築士/設備設計一級建築士の紹介

サポートセンターに備えた資格者リストの閲覧が出来ます。

（但し、コピーやFAXによるリストの送付等は実施していません）

指定確認検査機関・適判機関等に対する苦情の受付

指定確認検査機関・適判機関等における個別の確認審査等に関する苦情を受け付けし、当該機関の指定権者等への取次を行います。

建築基準法・建築士法等の相談窓口の紹介

内容に応じて、建築関係団体における相談窓口の紹介をします。

国土交通省が改正建築士法の周知徹底へ（3/24付 日刊建設工業新聞電子版より）

国土交通省は、5月27日全面施行の改正建築士法の周知、徹底に向けた取組みを次の通り行う。

一定規模以上の建築物の設計に対する構造・設備設計一級建築士の関与（自ら設計又は法適合確認）義務付け、建築士事務所の新たな業務報酬基準などに関する説明用パンフレットを作成し、建築士事務所への送付をするほか、来月には法適合確認に関する講習会を開催する。また、有資格者を確保するめどが立っていない建築士事務所に対してフォローアップのための調査を行う予定。

事務局からのお願い

TAAFニュースのメール送信をご希望の方は、電子メールで下記事務局担当までご連絡下さるようお願い致します。E-mailアドレス:jimu7@taaf.or.jp